

## 議長定例記者会見（H 2 6 . 1 0 . 8 ）

### （報告）

お忙しいところお集まりくださいましてありがとうございます。ありがとうございました。

記者会見の前に、先日の御嶽山の噴火により亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。

午前中の報告では、いまだ10名の方々が行方不明ということで捜索が続けられているようですが、今の時間まで過ぎてまいりますと、吉報というようなことは難しいと思いますが、それでもかすかな希望を持って、その吉報を待たれている関係者の、御親族、兄弟、仲間、その人たちの心情を察すれば、心痛む思いをしております。

それでは、まず初めに、9月定例会の採決の結果について、御報告を申し上げます。

知事提出議案51件のうち、平成26年度青森県一般会計補正予算案を含む議案14件を可決・同意・承認し、決算案を含む5件を継続審査とし、報告のみが32件ありました。

議員発議案については、「東日本大震災からの復旧・復興のための財政支援の継続等を求める意見書」これは明年、平成27年で財政支援が終わるというようなことでもございまして、北海道・東北ブロックの議長会の中からも、各議会でこの意見書を採択しようというようなかで、急遽、今回、意見書を採択したという経緯がござい

ます。それから、「軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書」を可決いたしました。

可決された意見書につきましては、速やかに関係省庁等に提出をいたしてまいります。

請願については、受理した4件はいずれも、賛成少数により不採択となりました。

次に、10月2日でございますが、青森県農業協同組合中央会、岡山会長さん初め、青森県農協農政対策委員会から、米の需給調整対策及び農協改革に係る要請がありました。

本県の農業において、稲作は極めて重要であり、国の新たな農業政策による影響は避けられないことから、本県議会としましても、これまでさまざまな場面で国に働きかけをしてきました。

先般、全農県本部より示された生産者への平成26年産米の概算金については、昨年に比べて大幅に引き下げられており、地域経済に及ぼす影響も大きいものと懸念されることから、稲作農家への支援については、しっかりと執行部と連携して対応していかなければならないと考えております。

次は、去る9月8日、青森県鉄道整備促進期成会のメンバーとして、札幌のJR北海道本社に対し、「北海道旅客鉄道株式会社に対する要望活動」を行ってまいりました。また、青函共用走行問題については、北海道・青森県の両道県議会において、これまでも両特別委員会を合同で開催したり、意見交換会を実施してきたところであり、今後、合同で北海道と青森県が、一緒に国へ要請する動きとなっております。

今後、北海道と連携を深めて、国に対して、これまで以上に強く要請していきたいと考えております。

私からの報告の最後になりますけれども、6月定例会

後の記者会見でも報告いたしました平成24年度の政務調査費に係る住民監査請求については、御承知のとおり、去る9月2日、請求人の請求について、県監査委員により棄却されました。

それに伴い、先般、請求人である弘前市民オンブズパーソンは、監査結果を不服として、青森地方裁判所に住民訴訟を提起した旨の報道がありました。

私は、10月3日の議会運営委員会において発言を求めまして、住民訴訟の件を議会運営委員会にお知らせするとともに、今後、訴訟が進む中で、個人あるいは会派に資料の提出等が求められることが想定されますので、その際は、ぜひ御協力をいただくようお願いいたしました。

こういった協力も、私が政務活動費、政務調査費について常々申し上げておりますとおり、各議員が県民に対して、その説明責任を果たすことに通じるのではないかと考えております。

現時点では、まだ訴状そのものが手元に届いておりませんので、訴訟の内容については、報道の範囲でしか把握しておりませんが、訴状が届いた段階で、その内容について詳細に確認し、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

## ○記者

最後に報告いただいた住民訴訟の件ですけれども、まだ訴状が届いていないという段階ではありますが、訴えが起こされたということに対しての議長の所感を伺いたいんですが。

## ○ 阿部議長

これは、税の使い方について、オンブズパーソンから指摘があったことに対し、我々議員は、透明性を持たせながら、税をどのようにして使っていくのかを考えてきており、またそのためのマニュアルを作り、さらにそのマニュアルも改正するなどして、その精度を高めてきているところです。

そのマニュアルに沿った使い方をしていることに対し、オンブズパーソンでは、疑義があるということでございます。

我々の税の使い方等については、先ほども言いましたが、透明性を高めていくというのは、我々に課せられた義務でもあると思っています。

オンブズパーソンは、そのチェック機関というようなことで、考えているのかはわかりませんが、我々としても、正規な使い方をしているという思いは持っています。

それを県の監査委員では、問題はないということでございます。

お答えになるのか、ならないのか、ちょっとわかりませんが、そのように感じていました。

## ○ 記者

もう1点、今も議長がおっしゃられた政務調査費・政務活動費の透明性向上という部分なんですけど、これは、監査委員のほうからも、指摘事項ということで透明性の向上という言葉がありましたけど、具体的に議会として、今後、何かマニュアルの見直しといったところに取り組んでいくというお考えは、今のところはあるんでしょうか。

## ○ 阿部議長

これは先般、本県で、北海道・東北ブロックの議長会を開催いたしました際に、各道県も、いろいろな問題を持っていました。

そういう状況の中で、説明責任というのは、我々に課せられた問題だというような認識があり、よりわかりやすく説明するということは、私は、今、全国の議長会の副会長をやっていますが、全国の都道府県議会が持っている問題で、きちんとしたものを打ち出していかなければならないと思っています。

私は、うちの県のマニュアルは、ベターだと思っているけれども、そのベターだというものに対しても、指摘があります。

そのベターであるというマニュアルの精度をさらに高めていかなければならないとは思っています。

あえて何かを見直すというようなことでは、今は、ないんです。

各県が持っている問題を、さっきも言いましたけれども、そういういろいろな問題をどうしたら本当にわかっていただけるのかというようなところを含めて、検討していきたいと思っています。

北海道は、チェックのための第三者機関を設けてやっているということですが、その第三者機関に対しても、またオンブズマンのほうから指摘がありました。

第三者機関を使って、チェックするということは、もちろんそれにも経費が掛かりますから、それに政務調査費を使うのはどうなのかというような訴訟が、北海道ではあると聞いておりますし、宮城県あるいは福島県では、各会派に直接政務調査費、政務活動費が支給されており

ます。

これは、先祖返りだなと話していたんですけども、我々も以前は、会派に政務調査費が支給されておりました。会派から各個人へ支払われていました。

しかし、個人的な問題なんだから、政務調査費、政務調査費については、数年前から個人にストレートに31万円支給されているということでもあります。

宮城県も相当いろいろな問題があったので、それをもう一度、会派に支給し、会派から個人個人に支給することにした。

そういう事後払いの方法をとって、議員に交付しているというような話も承っていました。

しかし、何が一番ベストなのかということは、いまだ、これでいいんだという方法はないと思いますので、全国の議長会でも討議しながら、問題解決のためにいろいろ各県が悩んでいるところを踏まえて、何がいいのかを見つけていかなければならないのかなと思っていました。

## ○記者

今の確認ですけども、マニュアルについても精度を高める必要があり、見直しについても検討していきたいということではよろしいんですか。

## ○阿部議長

いや、見直しということは、私は言っていません。

マニュアルの精度を高めていく。

これは我々に課せられた内部的なことでございますから、自分たちで精度を高めていくということをしていかなければならないだろうということです。

○ 記者

精度を高めるというのは、そのマニュアルに沿って、運用していくようにというような意味ですか。

○ 阿部議長

今、運用しています。

今現在、マニュアルに沿って運用しています。

しかし、オンブズマンの方々の言い分としては、これはおかしいんじゃないのかということで、今の住民訴訟となっているわけです。

その結果がこれから出てきます。

司法の判断が出てきます。

その結果、我々が、マニュアルどおりにやっているこの政務調査費の使い方が、司法から、これはおかしいのではないかというような指摘があれば、見直しをかけていくというのが当然だろうとは思っています。

我々が作ったマニュアルそのものはベターなものだと認識しておりますので、現在は、それに沿った政務活動費の使い方をしていきます。

○ 記者

事務所費の関係で、例えば個人が所有している物件への事務所費の支払いは認められていない一方で、議員さんが社長とか、勤めている企業に対する事務所費の支払いは認められているという状況を客観的に見ると、私はおかしいかなと感じてしまうんですけども。

○ 阿部議長

それは記者さんの考え方ですね。

それもマニュアルにはきちんと示されていてまして、会社そのものというのは法人格を持っているわけです。

そこときちんとした契約をしていけば、それはよろしいというのが、我々の今のマニュアルの中に示されています。

そうではありませんか。

何々会社というのは、法人格を持っているはずですが。

**○ 記者**

税金の上ですと、ペーパーカンパニーの会社であれば、裁判で負けているケースもあるので聞いたのですが。

**○ 阿部議長**

ペーパーであれば、そうでしょう。

認められた法人格をきちんと持っていれば、これはいいはずだと思いますね。

**○ 記者**

今の質問にちょっと戻るんですが、全国の県議会が持っている問題ということで、問題という言葉が使われていたんですけども、議長としては、青森県の県議会は特に問題はないという前提で、よろしいんですか。

**○ 阿部議長**

そのつもりでお話しさせてもらっていますし、もちろんこの問題については、兵庫県から出始めたそういう問題の中で、襟を正していかなければならないというのは、我々に課せられた問題でもあります。

ですから、今ここで、我々はマニュアルどおりにやって



いるんだということは、自信を持って、そう思っています。

ただし、それでもなお、住民訴訟という司法の場へ、それが持ち込まれましたから、司法のところで判断する場合、先ほどのペーパーカンパニーのことや、あるいは按分の部分については、うちの県のマニュアルでは、個人、後援会、それから政党と分け3分の1としているのが、一番細かい部分の按分率です。

しかし、オンブズマンのほうでは、一政治家の活動というような、ある地裁においてそういう表現をしたその部分を捉えて、その按分率は、4分の1ではないかと言っている。一般的な議員活動、これについても按分するべきではないかと言っている。

しかし、一般的な議員活動というのは何なのかと、定義を示していただきたいと、逆に我々は聞きたいですね。

ですから、3分の1まで細かくした按分率で、青森県は使っている中で、今、その按分について住民訴訟されているのではないのかなと思っています。

まだ訴状が届いていないのでわかりませんが、そのような気がします。

## ○ 記者

同じく政務活動費の関係ですけれども、先ほど透明性向上が重要だというふうに言われていまして、今ある議論として、その方法の一つとして、インターネットでの公開というのがあると思うんですけれども、全国市町村レベルでは、議会によっては、領収書の写しなども公開しているケースがあると思いますが、それらについて、どう思われるか伺いたいのですが。

あと、その手法について、県議会でも導入すべきかどうかについても、伺いたいのですが。

○ 阿部議長

これは、検討している課題ですね。

収支報告書と、県議会ホームページでの公表と、この件は検討していく問題だろうなと思っております。

○ 記者

将来的にどうするのか伺いたいのですが。

○ 阿部議長

そうですね。

来年、我々は、選挙がありますので、その後、当選したメンバーで議論していくのがいいだろうと思います。

私の職務としては、今、79代目の議長として、その部分でバトンを渡していくのが、私の務めかなと思っております。

しかし、今は皆さん方がこうやって書くのではなく、キーボードを打つ時代ですからね。

そういう時代ですから、ホームページでオープンにするということも、検討していかなければならない、そう思っています。